

アノ手、コノ手の悪質商法にご用心



平成30年12月14日
生活文化局

1月～3月は

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間

東京都は、若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年1月～3月を「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間」とし、様々な啓発事業を実施します。

キャンペーン概要

期間：平成31年1月～3月

- キャンペーンキャラクター「ボク、カモかも…」
「オレ、サギだもん」「相談インコ」が登場する
ポスター・リーフレットを都内各所に掲出・配布。
※関東甲信越ブロック（裏面参照）と共同実施。



- 若者に多い悪質商法の手口を紹介し、被害防止を呼びかけるPR動画に競泳選手の池江璃花子さんが登場! SNS (Instagram, Facebook) や You Tube で動画広告を実施します。

こちらから、動画を御覧いただけます。⇒



15秒動画



30秒動画

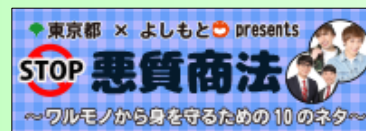


キャンペーン事業内容



© YUKI ISHII

- ◆ポスターの掲出・リーフレットの配布（1月～）
都内高校・大学・短大・専門学校、ボウリング場、ネットカフェ等で掲出・配布します。
- ◆キャンペーンキャラクターがヘブンアーティスト IN 渋谷（1月14日）に登場
- ◆都内高校の2年生に啓発ノートを配布（3月）
- ◆交通広告の実施 ～ポスター掲出等～（3月）
- ◆悪質商法をテーマにした漫才・コントの動画公開（1月～）
- ◆特別相談「若者トラブル110番」（3月11日・12日）



※動画広告については、裏面にて詳細を記載しています。

※特別相談等、3月に実施する事業の詳細については別途お知らせします。

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《啓発事業》活動推進課：03-3235-1157（直通）
《特別相談》相談課：03-3235-9294（直通）

若者啓発用動画 <悪質商法に負けない！>

1 動画の内容

競泳選手の池江璃花子さんが出演し、悪質商法の被害防止を呼びかけます！

数々の悪質商法を、ものともせず力強く泳ぎ切る池江選手。最後にゴール「☎188（消費者ホットライン）」へタッチした後、「188（イヤヤ）にすぐ相談！」と呼びかけます。

※「消費者ホットライン」188（局番なし）は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



※ 動画は、15秒版と30秒版の2種類です。

上記画像は、15秒版動画です。

2 広報展開

- **インターネット**
 - ・HP「[東京くらしWEB](#)」
 - ・東京都公式動画チャンネル「[東京動画](#)」
 - **SNS等を活用した動画広告**
 - ・[Instagram](#)、[Facebook](#)、[YouTube](#) にて動画広告／平成31年1月から3月まで
 - **交通広告**
 - ・都営浅草線・新宿線・大江戸線「[チカッ都ビジョン](#)」／平成31年3月4日～10日
 - **街頭ビジョン**
 - ・新宿駅西口広場「[大型デジタルサイネージ](#)」／平成31年3月 ほか
 - **自動車学校**
 - ・都内17校で動画放映／平成31年1月から3月まで
- 平成30年12月14日から1年間

※関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン参加機関

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・新潟市・国民生活センター

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「セーフ シティ 政策の柱 5

まちの安心・安全の確保」